

平成十四年十二月二十日受領
答 弁 第 三 〇 号

内閣衆質一五五第三〇号

平成十四年十二月二十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員河野太郎君提出通関情報処理センターに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員河野太郎君提出通関情報処理センターに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねのいわゆるスペックは、昭和五十一年五月に取りまとめられた航空貨物通関情報処理システム基本設計書に記されており、その内容は、別紙一のとおりである。

二について

大蔵省が、昭和四十八年五月に日本電信電話公社に対し税関関連業務のシステム化の検討を依頼し、昭和四十九年七月に東京税関長に提出された航空貨物通関業務のシステム化についての民間業者の要望を踏まえ、同年十二月に東京税関に設置した航空貨物電算化準備室及び昭和五十年一月に同省関税局に設置した航空貨物電算化委員会において検討し、同年九月に同公社に対しシステムの設計の依頼をした。お尋ねのスペックは、これを受けて、同公社が昭和五十一年五月に航空貨物通関情報処理システム基本設計書として取りまとめたものである。

三及び四について

通関情報処理センター（以下「センター」という。）が通関情報処理システム（以下「NACCS」と

いう。)の契約について検討を行った際に検討の対象とした企業は日本電信電話公社、契約の時期は昭和五十三年七月、担当部署はデータ通信本部、担当者は奥寛次郎同本部長である。センターが同公社に公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）第五十五条の十九の規定に基づくデータ通信設備使用契約を申し込んだのは、大蔵省が同公社に対し、昭和四十八年五月にシステム化の検討、昭和五十年九月にシステムの設計、昭和五十一年六月にシステムの建設をそれぞれ依頼した経緯を踏まえたものであると承知している。

大蔵省が、昭和四十八年当時の検討において、電算化に関する専門的知識を有する者として考えられる電算機器製造業者、情報処理サービス会社、ソフトウェア会社等でなく同公社にシステム化の検討を依頼するのが最も適当であるとした理由は、特定の製造業者に依頼するには、その製造業者の機器を使用することが前提となるが、その段階では機器の選定が困難であったこと及び同公社が営利企業に比べ公共性の格の点で優れ、システム・エンジニアやプログラマーを多数有することなどその人材が充実している点や運輸省の自動車登録検査業務のシステム化などそれまでのオンラインシステムの開発実績が豊富な点でも情報処理サービス会社、ソフトウェア会社等をしのいでいたことである。

五について

日本電信電話公社に対して支払うNACCの月額使用料金は、センターの昭和五十三年事業年度予算において、局舎借料及び電源機器借料を含め九千四百万円とされていた。その内訳は、ハードウェア使用料二千九百万円、ソフトウェア使用料五千三百万円、局舎借料一千万円及び電源機器借料二百万円であり、これらのほか回線使用料を同公社に支払うこととされていた。

ハードウェア及びソフトウェアの使用料は、その開発経費をその運用予定期間である八年間で回収するという考え方で算出されたものである。その開発経費は、センターの昭和五十三年事業年度予算に係る資料等によれば、ハードウェアについて十四億四千万円、ソフトウェアについて二十六億七千万円、合計四十一億一千万円とされている。ハードウェアの経費の内訳は、中央処理装置部について四億二千万円、周辺装置部について五億八千九百万円、回線制御部について二億七千五百万円及び運転確認用端末機等について一億五千六百万円であり、ソフトウェアの経費の内訳は、人件費が十四億四千九百万円、物件費が一億一千百万円及びシステム開発用機器経費が十一億一千万円である。

六について

大蔵省は、日本電信電話公社に対し、昭和四十八年五月にシステム化の検討を依頼し、さらに、昭和四十九年七月の民間業者の要望等を踏まえ、昭和五十年九月にシステムの設計、昭和五十一年六月にシステムの建設をそれぞれ依頼した。NACC Sの契約は、センターが同公社と行ったものであるが、大蔵省もその内容については承知していた。

七について

仮にお尋ねのようなシステムの開発が可能となれば、システムを変更することは可能であると考えている。

八及び九について

財務省（大蔵省）の職員の退職後の再就職の状況は、公務を離れた個人に関する情報であり、一般に政府が把握すべき立場にはないことから、お尋ねの事項のすべてについてお答えすることは困難であるが、平成十一年から平成十三年までの人事院が取りまとめた営利企業への就職の承認に関する年次報告並びに平成十二年及び平成十三年の同省が取りまとめた「再就職状況の公表について」から集計した、センターを利用して企業への同省の職員の再就職者数及びセンターにハードウェア、ソフトウェアその他の物

品を継続的に納入し、又は労働者を派遣している企業への同省の職員の再就職者数は、それぞれ別紙二及び別紙三のとおりである。

十について

センターは、システムが何らかの事象により利用できなくなることはあり得ることであるので、NACCが全く停止等しないということを利用者に対し保証するのではなく、一定時間内に復旧させることを想定して、その時間内については免責とし、それを超えた場合に損害賠償責任を負うこととしており、具体的には、通常考えられるNACCの停止等については、一日あれば復旧させることができると考えられることから、利用者に対する損害賠償を一日単位として契約を行っているものと承知している。

十一について

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第九十八条の規定により、行政機関の休日又はこれ以外の日の税関の執務時間外において、税関の政令で定める臨時の執務を求めようとする者は、税関長の承認を受けなければならないこととされており、同法第百条の規定により、その承認を受ける者は手数料を税関に納付しなければならないこととされている。これらの規定により、臨時開庁の承認を受けるNACCの利

用者は、手数料を納付しなければならない。これらの規定は、昭和二十九年の関税法の制定時から設けられているものである。

センターは、利用者に対するサービスの向上を図るため、免責範囲について検討を行っているところであると承知しているが、現在、センターが一日単位で損害賠償を行うこととしている理由は、十についてでお答えしたとおりである。また、センターが通信サービスの提供を行っている企業から受ける賠償額の範囲内で利用者に対し賠償することとしていることについては、独立採算性をとっているセンターの性格上、他の利用者の負担増を招くことのないようにするためであると承知している。

十二について

国家公務員を退職後にセンターに再就職した者の数は、三十三である。

十三について

国家公務員を退職後にセンターの役員に再就職した者の氏名及びその職歴は、別紙四のとおりである。

十四について

センターの役員のうち歴代の情報システムを担当した役員の氏名、職歴及び情報システムに関する資格、

経験等は、別紙五のとおりである。

十五について

NACCSのインターネット経由の接続については、平成十一年十月に稼動を開始した現行の海上貨物のためのNACCS（以下「海上システム」という。）の開発のため官民の利用予定者で構成された次期海上システム開発推進協議会で検討が行われた。同協議会が平成八年十一月八日に取りまとめた「次期海上システム基本仕様」においては、「インターネット経由接続については、データの送受信及びセキュリティの確保等の問題点を解決することが現状では難しいことを認識しつつ検討する」とされ、現行の海上システムの開発の対象からは除かれたものの、別途検討することとなったと承知している。

その後「ミレニアム・プロジェクト（新しい千年紀プロジェクト）について」（平成十一年十二月十九日内閣総理大臣決定）において「二〇〇三年度までに、各省庁においては、原則として、行政手続がインターネット等のネットワークを経由して行えるようにするよう努める」とされたこと、また、「基準・認証制度等に係る市場開放問題についての対応」（平成十二年三月二十一日市場開放問題苦情処理対策本部決定）においてNACCSのインターネット活用について指摘されたことを踏まえ、平成十三年度予算に

インターネット経由の接続のための調査試験経費を計上し、実証試験を行い、その結果安全性及び信頼性確保の見通しが得られたことから、平成十四年度予算でインターネット経由の接続のためのシステム開発経費を計上し、そのシステムの開発を行っている。

十六について

財務省においては、NACCSにより輸出入申告の約九割が処理されていること、NACCSの導入により通関手続など貨物の引取りに必要な一連の業務が迅速に処理され、海上システム導入前の平成三年二月と平成十三年三月とを比較すると、入港から輸入の許可までに要する時間が七日から三・一日に、輸入の申告から許可までに要する時間が二十六・一時間から四・九時間に大幅に短縮されていること、NACCSは保守作業のための時間を除き常時稼動していること、専用線接続及び電話回線接続に加え、平成十五年三月からインターネット経由の接続が可能となること等から、NACCSは十分な能力のあるシステムであると考えている。

また、各国のシステムの置かれている状況がそれぞれ異なることから、諸外国のシステムと競争力の比較を行うことは困難であるが、財務省においては、輸出入申告のシステム処理率について、米国及び韓国

は十割に近いが、ドイツ及び英国は八割から九割程度であり、また、システムとの接続方法について、ドイツ、英国及び韓国においてはインターネット経由の接続が行われているが、米国においてはインターネット経由の接続が行われていないと承知しており、NACCSは欧米も含めた諸外国のシステムに遜色そんのないものと理解している。

十七について

平成十二年一月一日から平成十四年十二月九日までにセンターに寄せられた要望及びそれに対する対応として財務省が承知しているものは、別紙六のとおりである。

なお、NACCSの利用料金改定に関しセンターが平成十三年五月及び平成十四年三月に行った意見提出手続においてセンターに寄せられた意見及びそれに対するセンターの考え方は、別紙七のとおりであると承知している。

第1章 総論

1. 1 システムの目的

航空貨物通関情報処理システム（以下、「本システム」という。）は、年々増大する輸入航空貨物に対処し、業務処理の簡素化・能率化、増員の抑制等に資するため、成田空港、原木ターミナル地区、及び伊丹空港の各税関、（以下、「税関」という。）並びに航空会社、保税上屋業者、混載業者、通関業者、機用品業者、及び銀行（以下、「民間」という。）を対象とし、輸入航空貨物に関する税関及び民間の業務をオンライン・システムで迅速かつ的確に処理することを目的とする。

1. 2 システム設計の基本条件

1. 2. 1 システム設計の基本方針

（1）本システムの設計は、大蔵省関税局から日本電信電話公社（以下、「公社」という。）に提示された、「税関手続業務に関するシステム化業務処理要綱案」（昭和50年6月）を基本とし、信頼性、経済性、拡張性等を考慮して設計を行う。

（2）本システムの設計にあたっては、貨物の輸入についての税関手続を定めた関税法をはじめとする関係法令に適合することを基本として設計を行う。

（3）官・民にまたがる多様な業務を効率的・経済的に処理するため、可能な限り各種の標準化・統一化を推進する。

特に、世界を流通する航空貨物の特質上、国際機関によって標準化・統一化されたものは、できる限りこれを尊重し設計を行う。

（4）本システムは国家機関、民間企業が共同して利用するため、機密保持が十分達成でき

るよう設計を行う。

- (5) システムの連続運転に対処し、多様なサービス機能を安定的に提供することができるハードウェア及びソフトウェアを実現する。例えば、中央処理装置、電力設備等の高信頼性の確保、オンライン中のオフラインへのデータ出力、一部ファイルのオンライン中の組込、障害回復時間の短縮、障害復旧プログラム機能の充実等を行う。

また、センタオペレーション及びオンライン関連バッチ処理オペレーションの簡易化並びに、オンライン関連バッチ処理時間の短縮を図る。

- (6) ディスプレイ、光学文字読取装置（OCR）の採用並びに各業界間でのデータ共同利用及び税関手続きと民間業務の同時処理を推進する等、端末オペレーションの操作性の向上を図る。

1. 2. 2 システム設計範囲

(1) 対象地域

本システムの対象地域は成田空港、原木ターミナル地区及び伊丹空港とする。ただし伊丹空港については、システム稼働開始の2年後を目途に対象に追加する。

(2) 対象業務

本システムの対象業務は、貨物の空港到着から国内引取までの税関手続業務、税関業務、民間業務及びこれに付帯する業務とする。

本システムのオンライン対象業務及びオンライン関連バッチ業務（管理統計資料のみ）は表1. 1、表1. 2及び表1. 3に示すとおりである。

1. 2. 3 システム設計上の基本事項

- (1) 本システムの稼働開始目標は、昭和53年7月とする。ただし、システム移行に伴う処理の一部は、これより先行して利用者が行う。
- (2) 本システムのセンタ設備は、公社中野電電ビル（東京都中野区中野4丁目9番18号）内に設置する。

- (3) 本システムの回線及び変復調装置は公社が設置し、データ宅内装置は公社の定める基準に適合したものを利用者が設置する。
- (4) 本システムの設計・建設は公社が行い、システムの運用は利用者が行う。
- (5) 本システムのセンタ設備・回線・変復調装置及びソフトウェアの保守は公社が行う。
- (6) 本システムの運用に必要な利用者に対する訓練は、システム稼働開始前に公社が行う。
ただし、データ宅内装置の取扱い及びキー、タッチ訓練はこの範囲に含めない。
- (7) 本システムの設計上必要なデータ処理件数は、昭和60年度の繁忙日繁忙時において1時間当たり18,600件とする。この算定にあたっては、東京税関から提示された資料並びに条件を基礎とした。
この基本となったAWB予測件数、輸入申告予測件数及びトラフィック予測件数は、次(表1.4、表1.5及び表1.6)のとおりである。

注1. システム・トラフィックの算出にあたっては、上記各表を基礎として、次の諸条件を勘案のうえ算出した。

すなわち、本システムの端末入出力はすべてAWB及び、輸入申告に起因して発生するが、その回数は次のとおりである。

- (1) 1AWB当りの端末入出力回数 9.6回
- (2) 輸入申告1件当りの端末入出力回数 4.2回

2. 繁忙日、繁忙時に関する計算値は次のとおりである。

繁忙日については最繁忙日から数えて全体の日数の約6%を占める日数の日(年間で22番目にトラフィックの多い日)を選定し、その日の業務集中度を計算したところ、平均業務量の20%増であった。

繁忙時については繁忙時間の分布に基づき、最も業務集中度の高い時間から数えて全体の約7%を占める時間を取り、その時間の業務集中度を計算したところ、1日の

データ量の14%が1時間に集中していた。

- (8) 本システムに収容可能な回線数は、昭和60年度において160回線までである。ただし、全回線を分岐する場合は、320端末に相当する。

1.3 システム構成

- (1) 本システムは、中野電ビルに設置するセンタ設備と成田及び原木地区に設置するデータ宅内装置との間を、通信回線で接続したデータ通信システムである。
- (2) センタ設備は、J3075形情報処理装置を2系統設置する。このうち1系統はオンライン・システムに使用し、他の1系統はオンライン関連バッチ・システムとして使用するとともに、オンライン・システムのバック・アップとする。
- (3) センタ設備のうち、周辺装置は切替操作により両系統への接続が可能な構成とする。
- (4) 電力設備は、システムの連続運転に対処するため、定周波定電圧電源装置複数系統と予備エンジンで構成する。
- (5) データ宅内装置は自営機器とし、本システムに接続できるデータ宅内装置は、ディスプレイ（プリンタ付き）、受信用プリンタ及びOCRとする。
- 初年度設置するデータ宅内装置は約180台とする。なお、利用度の少ない利用者による宅内装置の共同利用を可能とする。
- (6) センタと各利用者間は、2400ビット/秒半2重の定額制回線で接続する。

(以下略)

表 1.1 オンライン対象業務一覧表 (保税)

●印・・・通常、入力業務を行う者を示す

NO.	業務名	JOB CODE	税	航	混	上	通	機	NO.	業務名	JOB CODE	税	航	混	上	通	機
			関	空	載	開	用	関				社	業	業	品		
1	AWB予備情報	AAW	●						40	ロケーション情報登録 (FLT・MAWB)	LOF				●		
2	AWB予備情報 (紙テープ入力)	PAW	●						41	ロケーション情報登録 (AWB)	LOA			●	●		
3	AWB情報本登録	RAW	●						42	貨物取扱届 (内容点検)	CHN	●	●	●	●	●	
4	AWB情報登録 (官手続)	ACH	●						43	貨物取扱届 (内容点検取消)	CHC	●					
5	AWB情報登録	AWB	●						44	貨物取扱届 (改装・仕分)	CHS		●	●	●	●	●
6	AWB情報終了登録	EAW	●						45	取扱確認情報 (改装・仕分)	CFS	●	●	●	●	●	●
7	貨物確認情報登録	PKG	●	●	●				46	取扱確認情報 (改装・仕分、取消)	CHS	●					
8	貨物確認情報終了登録	EPK	●	●	●				47	取扱確認情報 (特殊貨物)	CHT				●		
9	AWB情報訂正	CAW	●	●					48	搬送要求	PUO				●		
10	貨物確認情報訂正	CPK	●	●	●				49	取扱手数料変更情報	HCC				●		
11	運賃・通関業者情報 (AWB単位)	FAA	●						50	KSK向貨物情報登録	CIK				●		
12	書類引渡情報	DOC	●						51	KSK貨物管理情報	KCM				●		
13	運賃領収情報	DFR	●						52	通関済情報登録 (OCR)	O4	●					
14	貨物引渡指示情報	DOI	●						53	通関済情報登録	Y04	●					
15	MAWB仕分情報	BBM			●	●			54	許可承認等情報登録	PCH	●					
16	ジョイント情報	JNT	●		●				55	搬出情報	RSV			●	●		
17	HAB情報登録 (官手続)	HCH			●				56	搬出確認情報	OUT	●	●	●	●	●	●
18	HAB情報登録	HAB			●				57	在庫管理ファイル作成情報	CRS	●					●
19	混載貨物確認情報登録	HPK	●		●				58	在庫管理登録A情報	CIA						●
20	HAB情報訂正	CHA	●		●				59	在庫管理登録B情報	CIB						●
21	混載貨物確認情報訂正	CHP	●		●				60	搬出確認情報 (A形)	COA						●
22	運賃・通関業者情報 (MAWB単位)	FAM			●				61	搬出確認情報 (P形)	COP						●
23	運賃・通関業者情報 (HAB単位)	FAH			●				62	搬出確認情報 (D形)	COD						●
24	仮陸揚届受理通知書出力要求 (FLT)	TMP	●						63	戻し入れ情報	CRE						●
25	仮陸揚届受理通知書出力要求 (BL)	HTM	●	●					64	機用品搭載確認 (OCR)	O5	●					
26	仮陸揚届受理通知書出力要求 (MAWB)	MTM			●				65	機用品搭載確認	Y05	●					
27	仮陸揚貨物引渡情報	TRF	●	●					66	日計情報	CDR						●
28	仮陸揚貨物搭載確認 (OCR)	O6	●						67	執務時間外貨物積卸許可申請	OVT		●				
29	搬入確認情報 (システム対象外)	OIN	●		●		●		68	執務時間外貨物出入れ/取扱許可申請	OVD		●	●	●	●	●
30	保税運送申告 (TACH方式)	TCM	●						69	ファイル変更情報	FCI	●					
31	保税運送申告 (TACT方式)	TOL	●	●	●				70	AWB予備情報照会	IAA		●				
32	保税運送申告 (一般方式)	OLI	●	●	●	●	●		71	便ファイル (含、MAWBファイル) 照会	IMF	●	●				
33	保税運送審査終了	CET	●						72	貨物情報ファイル主要項目照会	IAW	●	●	●	●	●	●
34	保税運送承認内容訂正	COT	●						73	保税運送ファイル主要項目照会	ITF	●	●	●	●	●	●
35	保税運送承認通知書再出力	RTR	●						74	運賃・レート照会	ICC	●	●	●	●	●	●
36	返送目録情報登録 (応用A-5版) OCR	O7	●						75	蔵庫料照会	ITS	●	●	●	●	●	●
37	返送目録情報登録 (単票A-4版) OCR	O8	●						76	時間外関連申請照会	IOS	●	●	●	●	●	●
38	搬出確認情報 (TACT向)	TOT			●				77	搬送指示書作成禁止情報	USE				●		
39	搬入確認情報 (システム対象内)	BIN	●	●	●	●	●		78	搬送指示書作成登録時間情報	USE				●		

表1.2 オンライン対象業務一覧表（通関）

●印・・・通常、入力業務を行う者を示す

NO.	業務名	JOB CODE	税	航	混	上	通	NO.	業務名	JOB CODE	税	航	混	上	通
			関	空	載	開	機				関	空	載	開	機
1	輸入申告事項登録	IDA					●	38	減額調定・不納欠損・現金領収登録	GFG	●				
2	輸入申告事項訂正	IDB					●	39	旅具徴税登録	RGA	●				
3	輸入申告	IDC					●	40	国資金関係ファイル訂正	KFC	●				
4	輸入申告変更事項登録	IDD					●	41	残高証明額変更	BAA	●				
5	輸入申告変更届	IDE					●	42	到着確認	ARC	●				
6	倉入移入承認申告事項登録	ISA					●	43	請求書	BLL					●
7	倉入移入承認申請事項訂正	ISB					●	44	審査基準管理 A	ZAA	●				
8	倉入移入承認申請	ISC					●	45	審査基準管理 B	ZBA	●				
9	倉入移入承認申請変更事項登録	ISD					●	46	審査基準管理 C	ZCA	●				
10	倉入移入承認申請変更届	ISE					●	47	審査基準管理 D	ZDA	●				
11	機用品倉入承認申請事項登録	CTA					●	48	審査基準管理 E	ZEA	●				
12	機用品倉入承認申請事項訂正	CTB					●	49	審査基準管理 F	ZFA	●				
13	機用品倉入承認申請	CTC					●	50	審査基準管理 G	ZGA	●				
14	機用品倉入承認申請変更事項登録	CTE					●	51	審査基準管理 H	ZHA	●				
15	機用品倉入承認申請変更届	CTF					●	52	手数料予納照会	ICF	●	●	●	●	●
16	審査区分変更	CEC	●					53	担保照会 A	IAS	●				●
17	審査終了	CEA	●					54	担保照会 B	IBS	●				
18	機用品倉入承認申請審査終了	CTX	●					55	口座照会	IBA					●
19	担保登録	SER	●					56	為替レート照会	IER	●				●
20	担保引落・回復	SEA	●					57	特惠レート照会	IAP	●				●
21	担保解除	SEC	●					58	延滞税額計算照会	ICD	●				●
22	保留解除	COW	●					59	包括保険照会	IIN	●				
23	手数料情報	CUF	●					60	個人別収納状況	IKO	●				
24	臨時開庁承認申請	OSA		●	●	●	●	61	審査区分選定状況照会	ZSL	●				
25	臨時開庁承認申請訂正	OSE		●	●	●	●	62	審査選定理由照会	IEI	●				
26	臨時開庁承認申請一覧表出力	ZOS	●					63	輸入申告照会	IID	●				●
27	臨時開庁承認	OSC	●					64	機用品倉入承認申請照会	ICT	●				●
28	臨時開庁承認結果登録	OSD	●					65	修正申告照会	IAD	●				●
29	輸入申告撤回	CID	●					66	輸入申告控再出力	RID	●				●
30	修正申告手作業移行	CAD	●					67	機用品倉入承認申請控・承認通知書再出力	RCT	●				●
31	機用品倉入承認申請撤回	CXX	●					68	修正申告控再出力	RAD	●				●
32	領収確認 A OCR	01	●					69	納付通知書再出力	RNP	●				
33	領収確認 B	RCC	●					70	納付書再出力	RSP	●				●
34	修正申告	AMD					●	71	輸入許可通知書再出力	RIP	●				
35	済通登録 A OCR	03	●					72	P B 承認通知書再出力	RBP	●				
36	済通登録 B	RZC	●					73	時間外関連許可・承認通知書再出力	ROS	●				
37	資金徴収登録	SIK	●					74	日別特惠使用実績一覧表出力	ZPR	●				

表1.3 管理統計資料一覧表

周期	ユーザ	税関（保税）	出力場所
日 報		事務件数日報	端末
		機用品搭載未確認リスト	端末
		取卸貨物統計日報	端末
		搬出入貨物統計日報	端末
旬 報		仮陸揚期間経過貨物管理リスト	端末（半月報）
月 報		事務件数月報	センタ
		上屋別事務件数月報	センタ
		取卸貨物統計月報	センタ
		搬出入貨物統計月報	センタ
		返送目録未着管理リスト	センタ
		機用品倉入未承認リスト	センタ
		イレギュラ訂正件数表	センタ
		船（機）用品積込統計表	センタ
		国籍別取卸貨物統計表	センタ
		運送承認統計月報	センタ
		特別管理貨物搬出入リスト	センタ
		申請者別時間外手数料使用一覧表	センタ
その他		曜日別事務件数表	センタ (13週報)

周期 \ ユーザ	税 関 (通 関)	出力場所
日 報	輸入事務日別取扱件数表 (通関) 輸入申告一覧表 (簡易審査分)	端末 端末
旬 報	統計用申告データ (磁気テープ) 限度額品別国別管理表	センタ (旬報) センタ (半月報)
月 報	検査実績報告表 輸入誤びゅう調査記録表 業者別輸入誤びゅう調査集計表 輸入事務月別取扱件数表 (通関) 評価による関税及び内国消費税の増産推定調査表 申告控等索引表 輸入者調査表 (輸入者別) 輸入者調査表 (品目別)	センタ センタ センタ センタ センタ センタ センタ センタ
その他	審査項目集計表 誤びゅう指数表 選定2トータルポイント分布表 申告欄数別の課税価格関税額内 消費税免税額分布表 関税減免税条項別申告欄数表 品目コード使用実績統計 輸入申告等の項目別入力状況集計表	センタ (半年報) 端末 (半年報) センタ (半年報) センタ (半年報) センタ (半年報) センタ (半年報) センタ (半年報) センタ (半年報)

ユーザ 周期	航 空 会 社	出力場所
日 報	ARRIVAL CARGO REPORT ARRIVAL CARGO REPORT BY ORGIN	端末 端末
旬 報	ARRIVAL CARGO REPORT ARRIVAL CARGO REPORT BY ORGIN	センタ (週報) センタ (週報)
月 報	CARGO MOVEMENT REPORT ARRIVAL CARGO REPORT ARRIVAL CARGO REPORT BY ORGIN 手数料使用明細書	センタ センタ センタ センタ
その他		

ユーザ 周期	機 用 品 扱 者	出力場所
日 報		
旬 報		
月 報	LONG-DATE STORE REPORT INVENTORY CONTROLLIST REPORT ON CORRECTION QUANTITIES 手数料使用明細書	センタ センタ センタ センタ
その他	CARFT HANDLING ACTUAL RESULT LIST	センタ (半年報)

ユーザ 周期	上 屋	出力場所
日 報	生鮮貨物到着リスト 特殊貨物到着リスト 上屋搬入搬出在庫日報 貨物搬出リスト 搬出入貨物品目別保険料日報 代理店別売上日計表 搬出入貨物統計日報	端末 端末 端末 端末 端末 端末 端末
旬 報	代理店別売上旬報 上屋保管料請求明細表	センタ (半月報) センタ (半月報)
月 報	搬出貨物統計表 長期蔵置貨物報告表 料金体系別収入金明細表 搬入貨物統計表 手数料使用明細書	センタ センタ センタ センタ センタ
その他	蔵置場所別在庫リスト	センタ (随時)

ユーザ 周期	混載仕分業者	出力場所
日 報		
旬 報	請求書 FWD別通関業者別HAB件数管理表	センタ (半月報) センタ (半月報)
月 報	BREAK BULK REPORT 手数料使用明細表	センタ センタ
その他		

ユーザ 周期	通関業者	出力場所
日 報	申告一覧表 口座使用明細書 引受目録	端末 端末 端末
旬 報		
月 報	輸入貨物取扱実績表 売上統計表 手数料使用明細表	センタ センタ センタ
その他		

表1.4 AWB予測件数（年間）

（単位 千件）

年 空港別	昭和54年	昭和56年	昭和60年
成田空港(原木を含む)	1,016	1,247	1,879
伊丹空港	346	482	934
合計	1,362	1,729	2,813

表1.5 輸入申告予測件数（年間）

（単位 千件）

年 空港別	昭和54年	昭和56年	昭和60年
成田空港(原木を含む)	854	1,048	1,580
伊丹空港	291	405	785
合計	1,145	1,453	2,365

表1.6 システム・トラヒック予測件数（年間）

（単位 千件）

年 空港別	昭和54年	昭和56年	昭和60年
成田空港(原木を含む)	13,340	16,373	24,674
伊丹空港	4,544	6,328	12,263
合計	17,884	22,701	36,937

別紙二

企 業 名	再就職者数
下関信用金庫	1
株式会社ダイトコーポレーション	1
株式会社二葉	2
沖縄日通エアカーゴサービス株式会社	1
株式会社コクサイ物流	1
株式会社住友倉庫	1
富島運輸株式会社	1
伸栄運輸商事株式会社	1
株式会社上組	1
由良海運株式会社	1
名港海運株式会社	1
日本通運株式会社	2
株式会社ケーエスエーインターナショナル	1
早川運輸株式会社	1
大東港運株式会社	2
株式会社中村荷役	1

京神倉庫株式会社	1
三井倉庫株式会社	1
川西倉庫株式会社	1
極東ディー・エイチ・エル株式会社	1
篠崎倉庫株式会社	1
日新エアカーゴ株式会社	1
鈴与株式会社	1
苫小牧埠頭株式会社	1
三菱重工業株式会社	1
加藤海運株式会社	1
エヌケーケー物流株式会社	1
味の素物流株式会社	1
東洋埠頭株式会社	1
株式会社ユニエックス	1
札幌通運株式会社	1
内外日東株式会社	1
インターナショナルエクスプレス株式会社	1
泉洋港運株式会社	1

キムラユニティ株式会社	1
月星海運株式会社	1
西武運輸株式会社	1
株式会社阪急交通社	1
楠原輸送株式会社	1
名鉄ゴールデン航空株式会社	1
愛知海運産業株式会社	1
トヨフジ海運株式会社	1
フェデラルエクスプレスコーポレーション	1
NECロジスティクス株式会社	1
海外新聞普及株式会社	1
神戸関汽港運株式会社	1
半田港運株式会社	1
ジャパンフード株式会社	1

別紙三

企 業 名	再就職者数
財団法人日本関税協会	8
財団法人日本貿易関係手続簡易化協会	1

別紙四

氏 名	職 歴
後 藤 達 太	昭和51年6月 大蔵省銀行局長 昭和52年6月 辞職 昭和52年10月 航空貨物通関情報処理センター理事長 昭和54年6月 辞職
戸 田 嘉 徳	昭和52年6月 公正取引委員会事務局長 昭和54年7月 辞職 昭和54年7月 航空貨物通関情報処理センター理事長 昭和59年7月 辞職
吉 野 實	昭和57年7月 防衛事務次官 昭和58年6月 辞職 昭和59年7月 航空貨物通関情報処理センター理事長 平成元年3月 辞職
垣 水 孝 一	昭和56年6月 大蔵省関税局長 昭和57年6月 辞職 昭和57年6月 海外経済協力基金理事 昭和61年6月 住宅・都市整備公団副総裁 平成元年5月 航空貨物通関情報処理センター理事長 平成3年7月 通関情報処理センター理事長 平成7年7月 辞職
瀧 島 義 光	平成元年6月 大蔵省関税局長 平成2年7月 辞職 平成2年7月 日本開発銀行理事 平成4年7月 商工組合中央金庫副理事長 平成7年7月 通関情報処理センター理事長

	平成13年10月	退職
水谷文彦	平成4年7月 平成5年9月 平成5年10月 平成11年7月 平成12年1月 平成13年10月	沖縄開発事務次官 退職 住宅・都市整備公団副総裁 株式会社住宅共栄顧問 株式会社新都市情報システム代表取締役社長 通関情報処理センター理事長
白崎岩雄	昭和49年7月 昭和50年7月 昭和50年7月 昭和52年10月 昭和58年7月	長崎税関長 退職 住商コンピューターサービス株式会社管理部門担当役員付 航空貨物通関情報処理センター理事 退職
伊藤皇	昭和56年6月 昭和58年6月 昭和58年7月 昭和61年6月	門司税関長 退職 航空貨物通関情報処理センター理事 退職
小田切貢	昭和58年6月 昭和59年6月 昭和59年8月 昭和61年7月 平成3年7月 平成4年7月	門司税関長 退職 全日本空輸株式会社参与 航空貨物通関情報処理センター理事 通関情報処理センター専務理事 退職
高橋幸夫	昭和60年6月 昭和61年6月 昭和61年8月 平成2年5月 平成4年8月	門司税関長 退職 日本通運株式会社嘱託 財団法人日本関税協会専務理事 通関情報処理センター専務理事

	平成6年9月	辞職
高橋達男	昭和61年7月 昭和62年7月 昭和62年8月 平成2年7月 平成3年7月 平成6年10月 平成8年7月	門司税関長 辞職 全日本空輸株式会社営業本部貨物事業部参与 日本貨物航空株式会社運送部審議役 航空貨物通関情報処理センター理事 通関情報処理センター理事 通関情報処理センター専務理事 辞職
中島達夫	昭和62年6月 平成元年6月 平成元年9月 平成6年10月 平成8年8月 平成9年7月	門司税関長 辞職 日本航空株式会社貨物事業総本部長付部長 通関情報処理センター理事 通関情報処理センター専務理事 辞職
花井伸之	平成5年6月 平成6年7月 平成6年8月 平成8年8月 平成9年8月 平成11年7月	名古屋税関長 辞職 財団法人日本関税協会専務理事 通関情報処理センター理事 通関情報処理センター専務理事 辞職
野中行男	平成8年7月 平成9年7月 平成9年8月 平成11年8月 平成12年7月	門司税関長 辞職 通関情報処理センター理事 通関情報処理センター専務理事 辞職
友利文男	平成8年7月	名古屋税関長

	平成10年7月 辞職 平成10年8月 社団法人航空貨物運送協会常務理事 平成11年8月 通関情報処理センター理事 平成12年8月 通関情報処理センター専務理事 平成14年7月 辞職
弘井 得二郎	平成8年7月 長崎税関長 平成9年7月 辞職 平成9年8月 社団法人日本通関業連合会専務理事 平成12年8月 通関情報処理センター理事 平成14年8月 通関情報処理センター専務理事
山崎 登	昭和55年10月 総理府社会保障制度審議会事務局年金数理官 昭和59年9月 辞職 昭和59年10月 航空貨物通関情報処理センター理事 平成2年5月 辞職
原 一弘	平成13年7月 門司税関長 平成14年7月 辞職 平成14年8月 通関情報処理センター理事
成田 幹彦	昭和57年6月 大蔵省主計局主計監査官 昭和59年8月 日本道路公団経理部長 昭和63年6月 辞職 昭和63年6月 財団法人建設業振興基金理事 平成3年7月 通関情報処理センター理事 平成9年6月 辞職
板鼻 幸世	平成6年8月 大蔵省会計センター次長 平成9年6月 辞職 平成9年7月 通関情報処理センター理事 平成13年6月 辞職

山 端 勝 二	平成13年1月 財務省会計センター次長 平成13年6月 辞職 平成13年7月 通関情報処理センター理事
坂 口 實 雄	昭和47年4月 門司税関長 昭和48年6月 辞職 昭和48年7月 イラン石油株式会社取締役経理部長 昭和50年11月 イラン石油株式会社取締役業務部長 昭和52年7月 国際空港上屋株式会社 昭和52年8月 国際空港上屋株式会社取締役企画室長 昭和55年10月 国際空港上屋株式会社取締役企画部長 昭和58年10月 航空貨物通関情報処理センター理事（非常勤） 昭和63年9月 辞職
高 橋 豊三郎	昭和51年6月 関東管区行政監察局長 昭和52年9月 辞職 昭和52年10月 航空貨物通関情報処理センター監事 昭和58年9月 辞職
三 樹 秀 夫	昭和51年1月 衆議院予算委員会調査室長 昭和58年9月 辞職 昭和58年10月 航空貨物通関情報処理センター監事 昭和61年9月 辞職
吉 川 昌 二	昭和42年8月 中国財務局長 昭和44年6月 辞職 昭和44年7月 雇用促進事業団理事 昭和53年10月 農業者年金基金監事 昭和55年10月 農業者年金基金監事（非常勤） 昭和61年10月 航空貨物通関情報処理センター監事 平成3年7月 通関情報処理センター監事

	平成4年6月	辞職
福 富 知	昭和45年9月 昭和46年5月 昭和46年5月 昭和50年5月 昭和57年7月 昭和59年6月 平成2年6月 平成4年7月 平成6年1月	広島国税局長 辞職 日本舗道株式会社取締役 日本舗道株式会社常務取締役 日本舗道株式会社専務取締役 日本舗道株式会社常勤監査役 日本舗道株式会社常任顧問 通関情報処理センター監事 死亡
高 木 壽 夫	昭和54年7月 昭和55年9月 昭和55年9月 昭和58年7月 昭和60年5月 昭和60年7月 平成6年5月 平成8年9月	関東財務局長 辞職 日本下水道事業団理事 環境衛生金融公庫理事 社団法人全国信用金庫協会理事 社団法人全国信用金庫協会専務理事 通関情報処理センター監事 辞職
荻 本 雄 三	昭和61年7月 平成3年7月 平成3年7月 平成8年4月 平成8年10月 平成10年9月	参議院参事（第一特別調査室長） 辞職 国際観光振興会理事 通関情報処理センター嘱託 通関情報処理センター監事 辞職
佐 藤 徳 太 郎	昭和60年9月 昭和62年6月 昭和62年7月 平成4年8月	公正取引委員会事務局長 辞職 公正取引委員会委員 株式会社東京海上火災研究所副理事長

	平成10年10月 通関情報処理センター監事 平成12年9月 辞職
中村 義博	平成9年4月 特命全権大使ザンビア国駐劔 平成12年9月 辞職 平成12年10月 通関情報処理センター監事 平成14年9月 辞職
稲川 照芳	平成11年8月 特命全権大使ウルグアイ国駐劔 平成14年9月 辞職 平成14年10月 通関情報処理センター監事

別紙五

氏 名	職 歴 等
平 岡 寛 雄	<p>昭和51年7月 日本航空株式会社米州地区副支配人</p> <p>昭和59年2月 辞職</p> <p>昭和52年10月 航空貨物通関情報処理センター理事</p> <p>昭和58年9月 辞職</p> <p>同人は、日本航空株式会社において、システム関係の業務に携わった。</p>
加 藤 光 雄	<p>昭和58年8月 日本航空株式会社情報システム部担当役員付部長</p> <p>昭和58年9月 辞職</p> <p>昭和58年10月 航空貨物通関情報処理センター理事</p> <p>平成元年9月 辞職</p> <p>同人は、日本航空株式会社において、システム関係の業務に携わった。</p>
藤 原 保 彦	<p>昭和62年4月 日本航空株式会社情報システム本部企画部次長</p> <p>平成元年9月 辞職</p> <p>平成元年10月 航空貨物通関情報処理センター理事</p> <p>平成3年7月 通関情報処理センター理事</p> <p>平成6年9月 辞職</p> <p>同人は、日本航空株式会社において、システム関係の業務に携わった。</p>
西 田 明 夫	<p>平成6年4月 日航情報開発株式会社常務取締役</p> <p>平成6年10月 通関情報処理センター理事</p> <p>平成10年9月 辞職</p> <p>同人は、大学の電気通信学部を卒業しており、また、日本航空株式会社等において、システム関係の業務に携わった。</p>
西 田 直	<p>平成6年6月 株式会社ジャルパック取締役システム部長</p> <p>平成10年10月 通関情報処理センター理事</p> <p>同人は、日本航空株式会社等において、システム関係の業務に携わった。</p>

<p>成 田 幹 彦</p>	<p>昭和57年6月 大蔵省主計局主計監査官 昭和59年8月 日本道路公団経理部長 昭和63年6月 辞職 昭和63年6月 財団法人建設業振興基金理事 平成3年7月 通関情報処理センター理事 平成9年6月 辞職</p> <p>同人は、大蔵省において、国の財政・予算に関する電子計算機のシステム開発、運用等の事務に携わった。</p>
<p>板 鼻 幸 世</p>	<p>平成6年8月 大蔵省会計センター次長 平成9年6月 辞職 平成9年7月 通関情報処理センター理事 平成13年6月 辞職</p> <p>同人は、大学の電気通信学部を卒業しており、また、大蔵省において、国の財政・予算に関する電子計算機のシステム開発、運用等の事務に携わった。</p>
<p>山 端 勝 二</p>	<p>平成13年1月 財務省会計センター次長 平成13年6月 辞職 平成13年7月 通関情報処理センター理事</p> <p>同人は、大蔵省（財務省）において、国の財政・予算に関する電子計算機のシステム開発、運用等の事務に携わった。</p>

番号	時期	内 容	業種	対 応
1	平成12年 1月	保税運送申告業務については事項登録ができないので、申告業務において誤入力等があった場合、訂正が大変である。	通関業者	保税運送申告業務についても事項登録業務と呼出業務を設け、その情報を活用して申告できるようにした。
2	平成12年 5月	個別延納の担保回復において、一部減額の更正では更正後の納税額を納税しない限り担保が回復しない。延納制度を利用しているにもかかわらず、納期限を有効活用することができず、不便である。	通関業者	納税申告から納税の間に減額更正があった場合、更正が行われた時点で減額分の担保を回復できるよう平成14年度中に仕様変更を行う予定である。
3	平成12年 5月	フリータイム情報については、「フリータイム情報登録業務(FTR)」で登録し、「フリータイム情報照会業務(IFR)」で照会が可能となるが、入力内容が多く運用しづらい。	コンテナヤード	「貨物情報照会業務(ICG)」で照会可能となるように仕様変更を行った。
4	平成12年 6月	プログラム変更に係る情報提供が遅いため、自社システムのプログラムの設定変更に必要な時間が無い。	コンテナヤード	自社システム利用者には最低2か月前にお知らせしていたが、今後は可能な限り、早急に機能設計書等を連絡することとする旨返答し、そのように努めている。
5	平成12年 7月	輸入申告で簡易審査扱い(区分1)となったもので「他省庁インターフェイス」による他省庁の証明が未確認の場合、許可が保留となるが、税関の執務時間外に当該証明の確認情報が入力された場合、翌日等の執務時間となっても保留解除が自動的に行われず、税関において「許可・承認保留の解除情報の登録業務(COW)」が必要となっている。これを自動的に保留解除するようにしていただきたい。	通関業者	他省庁システムで許可又は承認がなされたときが、税関の開庁時間であれば保留解除が自動的に行われ、また、閉庁時間であれば開庁時を待って保留解除が自動的に行われるように平成14年度中に仕様変更を行う予定である。
6	平成12年 7月	①クラスター設定変更の際は、事前に作業すり合わせを行ってほしい。②設定変更の際は業務開始までにセンターと利用者のシステムの検証作業を行ってほしい。	通関業者、船舶代理店、保税業者	今後、クラスター設定変更に当たっては、作業に先立ち利用者側と事前に作業打合せを行い、業務開始までの間に検証作業を実施することとした。
7	平成12年 8月	「船積確認事項登録業務(ACL01)」の入力画面が多すぎる(6画面)。また、実際の船荷証券(B/L)と印刷イメージがかなり違うので、荷主に内容確認をしてもらう際、荷主から見づらい。	船会社	船荷証券(B/L)の書式に類似した「船積確認事項登録業務(ACL01)」の簡易な入力画面を新規業務として作成した。
8	平成12年 8月	「帳票のO(オー)と0(ゼロ)を明瞭に区別できるようにしてほしい。	通関業者	フォントの問題であり端末ソフトの改変が必要となるため、早急には対応が困難であるが、今後検討していく予定である。
9	平成12年 9月	システム化によるペーパーレスをうたっているが、現実には、システム変更により、申告書の枚数が増加したのに加え、許可書も枚数が増加したため、控えを取る等の場合に必要な紙の枚数が増加している。	通関業者	入出力項目の見直しを行い、出力枚数の削減となるように仕様変更を検討している。

番号	時期	内 容	業種	対 応
10	平成12年 9月	搬入確認の際、外見上は異常が無いが内容物に不足がある等の事故が多いので、事故コードに「オーバーシュート」や「マーク違い」を追加してほしい。	保稅業者	事故コードについては、要望提出者以外の他の利用者の要望を取りまとめた上で、必要なコードの追加を行うよう検討していく予定である。
11	平成12年 10月	①民間が負担すべき経費がどのようにして求められるのか基準を具体的に説明してほしい。②基本料金と従量料金の比率の見直し、あるいは高利用度低減従量制への見直し等により急激な利用料金負担増を回避できるよう再検討してほしい。	通関業者	官民の分担基準の内容等の説明に加え、高利用度低減従量制は料金負担の公平性から適当ではない旨文書にて返答した。
12	平成12年 11月	①運営費用を明確にしてほしい。②従量割引と月額料金の上限の設定をしてほしい。③ユーザーへの剰余金割戻しを確立してほしい。④ソフトの割引と2か国語化をしてほしい。	通関業者	運営費用の明確化については、センターホームページ等による財務諸表等の公表や、意見募集等の機会を捉えて明確化に努めた。他の要望については、対応は困難である旨説明し理解を求めた。
13	平成12年 11月	プログラム変更に係る情報提供が遅いため、自社システムのプログラム設定変更のための十分な時間が無い。	コンテナヤード	自社システム利用者には最低2か月前にお知らせしていたが、今後は可能な限り、早急に機能設計書等を連絡することとする旨返答し、そのように努めている。
14	平成12年 12月	平成12年12月12日のメールサーバー障害時、臨時開庁を行いマニュアル申告で処理した。手数料を還付又は損害賠償する措置はできないか。	通関業者	利用者に迷惑を掛けたことについておわびするとともに、照会及び再出力に係る料金は求めない旨お知らせしたが、手数料等についてはセンターにおいて負担していない旨返答した。
15	平成13年 1月	1口座の登録につき1利用者コードでしか使用できない。	通関業者	1口座の登録につき業務委託契約された複数の利用者コードで使用できるよう仕様変更を行った。
16	平成13年 1月	平成12年12月12日のメールサーバー障害の原因及び今後の対応について、説明がないがどうか。	通関業者	既に「NACCS掲示板」でお知らせしているが、障害原因については、サーバーソフトにバグがあったものである。今後の対応は、サーバーの一部を交換する旨返答した。
17	平成13年 1月	銀行に出力される納付書情報に銀行領収印を自動で印刷できるようにしてほしい。	銀行	銀行領収印の印字ができるパッケージソフトの専用CDを作成し、必要な銀行に配付した。
18	平成13年 2月	平成12年12月12日のメールサーバー障害の件で、緊急情報としてのファックス内容が不十分である。マニュアルへの切替えのための判断基準としてもっと正確なデータを流されたい。	通関業者	センター内部でも障害原因が特定できなかったこと及び復旧作業に時間を要したことから当初お知らせした時間より復旧が遅くなった。今後、できる限り詳細な内容をお知らせする旨返答した。
19	平成13年 2月	平成12年12月12日のシステム障害分の臨時開庁手数料を無料にしてほしい。	通関業者	臨時開庁手数料の件は法律事項であり、センターとしてお答えできない旨返答した。

番号	時期	内 容	業種	対 応
20	平成13年 2月	平成12年12月12日のシステム障害に係る対象業務の値引きが実際に差し引かれていたが、実質的な損失との差が余りにも大きいのではないか。	通関業者	センター運営経費はすべて官民の利用者の利用料金で賅っているところ、仮に損失金を補填するといった場合であっても、そのための経費は結局のところ利用料金として回収させていただくことになってしまうことを理解願いたい旨返答した。
21	平成13年 2月	平成12年12月12日のメールサーバー障害のような重大な内容に関しては、直接各業界へ連絡していただきたい。	通関業者	システム障害が発生した場合には、今後は、センターから各関係業界に対しての連絡を徹底することとし、その旨を返答した。
22	平成13年 2月	「卸コンテナ情報登録業務(DCN)」を行う場合、開庁時刻である8時30分に自動で起動できるようにならないか。	コンテナヤード	「卸コンテナ情報登録業務(DCN)」に係る開庁時申告の登録を可能とする仕様変更を行った。
23	平成13年 2月	①NACCSのシステムダウン時においては、その状況の概要、回復予定時刻等を利用者に速やかに連絡してほしい。②NACCSのシステムダウンに基づく損失額については、センターで利用料金の軽減を図るなどの措置を講ずることのできる制度を確立してほしい。③365日24時間稼働できるようバックアップシステムを構築してほしい。	通関業者	①システム障害時には、「NACCS掲示板」、「Fネット」及び「同報電文」により、その障害の状況、回復予定時刻等が判明し次第迅速に報告するよう努める旨返答した。②センター運営経費はすべて官民の利用者の利用料金で賅っているところ、仮に損失金を補填するといった場合であっても、そのための経費は結局のところ利用料金として回収させていただくことになってしまうことを理解願いたい旨返答するとともに、利用規程の所要の改正を実施することとした。(システムダウンが連続して2日以上となった場合損害を賠償することとされたものを1日以上にするとともに、損害賠償のシステムダウンに起因して新たに支払い義務が発生する利用料金については、当該利用料金の軽減を図るなどの措置を講ずることができるようにすることについて、破損又は滅失した電文を、再度、取り出すために行った業務としてセンターが指定するものについては、従量料金の支払いを要しないものとする等、利用規程の改正を行った。)③システムのバックアップ体制については、今後ともシステムの安定運用を前提にコスト面も含め総合的に検討を行っていくこととし、障害を極力発生させないよう努力していく旨返答した。
24	平成13年 2月	24時間NACCS稼働を要望する。	船舶代理店	システムの安定稼働のため、業務規制時間帯に各種データの登録等システムメンテナンスを行っている旨返答した。
25	平成13年 2月	業務規制時間帯の撤廃又は短縮をしてもらいたい。	船舶代理店	ホストコンピューターのメンテナンス等に要する作業のための時間が必要である旨返答した。
26	平成13年 2月	平成12年12月12日のメールサーバー障害の原因、対応についての説明が無い。	通関業者	既に「NACCS掲示板」でお知らせしているが、障害原因については、サーバーソフトにバグがあったものである。今後の対応は、サーバーの一部を交換する旨返答した。

番号	時期	内 容	業種	対 応
27	平成13年 3月	①NACCSのシステムダウンが発生した場合、その状況の概要、回復予定時刻等を利用者に速やかに連絡していただきたい。②現行の「海上貨物通関情報処理システム利用規程」では、NACCSのシステムダウンが連続して2日以上となった場合損害を賠償することとされているが、迅速通関への要請の高まり、緊急を要する貨物の増加、利用者への適切な対応等を考慮すると「2日以上」の規定は現実的ではないと考えられることから、これを大幅に短縮していただきたい。③システムダウンに起因し新たに支払い義務が発生する利用料金については、損害賠償の対象となると理解しているが、損害賠償の対象外となる損失額については、センターで利用料金の軽減を図るなどの措置を講ずることができるよう御配慮願いたい。④NACCSの存在なくしては円滑な業務運営に支障を来す状況にあることから、システムダウンに備えて、365日24時間稼働できるようにバックアップシステムを構築していただきたい。⑤システムダウンが発生した場合、迅速な通関・物流処理を行うとともに、荷主関係者に対して適切な対応をとる必要から、マニュアルを作成の上公表していただきたい。	通関業者	①システム障害時には、「NACCS掲示板」、「Fネット」及び「同報電文」により、その障害の状況、回復予定時刻等が判明し次第迅速に報告するよう努める旨返答した。②、③センター運営経費はすべて官民の利用者の利用料金で賄っているところ、仮に損失金を補填するといった場合であっても、そのための経費は結局のところ利用料金として回収させていただくことになってしまうことを理解願いたい旨返答するとともに、利用規程の所要の改正を実施することとした。(システムダウンが連続して2日以上となった場合損害を賠償することとされたものを1日以上にするのと同時に、損害賠償のシステムダウンに起因して新たに支払い義務が発生する利用料金については、当該利用料金の軽減を図るなどの措置を講ずることができるようにするために、破損又は滅失した電文を、再度、取り出すために行った業務としてセンターが指定するものについては、従量料金の支払いを要しないものとする等、利用規程の改正を行った。)④システムのバックアップ体制については、今後ともシステムの安定運用を前提にコスト面も含め総合的に検討を行っていくこととし、障害を極力発生させないよう努力していく旨返答した。
28	平成13年 4月	「バンニング情報登録業務(VAN)」で30本のコンテナに対する登録を行い、その後、「輸出コンテナ超過登録業務(VAO)」を行った場合であっても、最初の「バンニング情報登録業務(VAN)」について、「バンニング情報訂正業務(VAC)」で容易に訂正できるようにしてもらいたい。	コンテナヤード	「輸出コンテナ超過登録業務(VAO)」にてコンテナ本数を30本以上登録した後であっても、最初の「バンニング情報登録業務(VAN)」にて登録したコンテナについて、「バンニング情報訂正業務(VAC)」で訂正が可能になるように仕様変更を行った。
29	平成13年 4月	輸入申告において、1件の仕入書で、コンテナヤードとコンテナ・フレート・ステーションに分割搬入された場合は、1件の申告で処理できない。	通関業者	輸入申告において、1件の仕入書でコンテナ扱い貨物とその他の貨物がある場合、1申告とすることが可能となるよう平成14年度中に仕様変更を行う予定である。
30	平成13年 5月	とん税納付を24時間可能にするよう要望しているが、その進捗状況はどうか。	船会社	システムの安定稼働のため、業務規制時間帯を設けていること及び納付先銀行の利用時間の問題により、21時以降対応できない旨返答した。
31	平成13年 5月	コンテナ引取予定通知情報のデリバリーオーダーID欄等の項目が無いため「輸入貨物荷渡情報登録業務(ID登録)(DOR01)」で登録された同一の船荷証券(B/L)のデリバリーオーダーIDデータとの整合性をチェックできない。	通関業者	デリバリーオーダーID欄等の項目を追加し、「輸入貨物荷渡情報登録業務(ID登録)(DOR01)」のデータとのチェックが可能となるよう平成14年度中に新規業務を設ける予定である。

番号	時期	内 容	業種	対 応
32	平成13年 6月	「搬出確認登録業務(輸出許可済)(BOC)」や「バンニング情報登録業務(VAN)」で搬入先を船舶コードにした場合、船会社が「船積完了登録(CLR01、02)」及び「船積確認登録(CCL)」の二重の登録を行っている。	船会社	船舶向けに搬出された貨物に対して「船積完了登録業務(CLR01、02)」と「船積確認登録業務(CCL)」の実施者は通常同一であるため、「船積完了登録(終了)(CLR02)」が行われた時点で、自動的に船積確認登録の処理を行い、その後の「船積確認登録(CCL)」を不要とするようにする在来船専用業務を設けることを検討中である。
33	平成13年 7月	輸出入マニフェスト通関申告の共通項目変更は、申告番号単位でしかできないので、マニフェスト管理番号単位での一括変更ができるよう改善してもらいたい。	通関業者	共通項目についてマニフェスト管理番号単位での一括変更ができるよう平成14年度中に仕様変更を実施する予定である。
34	平成13年 9月	NACCSでは、通関業者が船積確認書類情報(ACL情報)を入力しないため、船会社が船荷証券(B/L)情報を入手できない。上流から下流へスムーズな情報の流れをお願いしたい。	船会社、船舶代理店	「船積確認書類情報業務(ACL)」の利用率の低さはセンターとしても把握しており、今後とも利用率向上に向け関係業界等と検討していく旨返答した。
35	平成13年 9月	NACCSは、日本の物流全体に欠くことのできないシステムであり、より使い勝手の良いシステム構築のため及び参加利用者の拡大のため、センターがイニシアティブをとるべきであると考えている。	通関業者	センターとしても、今後ともより良いシステムの構築や利用者の拡大に努めてまいる旨返答した。
36	平成13年 9月	過去に数回システム停止があり、システム障害が発生すると業務が停止してしまう。バックアップシステムの構築等、安定稼働に努めていただきたい。	コンテナヤード	今後ともシステム障害が発生しないよう努めてまいる旨返答した。
37	平成13年 9月	大規模なプログラム変更後に必ずシステムダウンしているが、ダウンした詳細な原因の連絡が無かった。簡易申告制度導入時も同様である。	通関業者	今後ともシステム障害が発生しないよう努めてまいりたい。また、原因については専門的になるため、簡単な説明となってしまう旨返答した。
38	平成13年 10月	博覧会の展示貨物等の通関及び会場における貨物管理業務にも、NACCSが活用できるようにしていただきたい。	保税業者	本件は制度的なものをどうするかが前提であり、関税局や税関当局とよく検討をお願いしたい旨返答した。
39	平成13年 10月	機用品在庫管理日計情報で処理できる機用品統一品名コードが、1ページに15件のみの出力なので用紙の無駄となるため、可能な限り件数を増やしてもらいたい。	機用品業者	機用品在庫管理日計情報で処理できる機用品統一品名コードを、1ページに30件とするよう平成14年度中に仕様変更を実施する予定である。
40	平成13年 11月	参加者の拡大とNACCS活用の拡大に努めていただきたい。システムダウンは絶対に起こらないようにしていただきたい。他省庁業務、インターネット等へ業務が拡大されると聞き及ぶが、セキュリティ問題をクリアしてから接続していただきたい。	通関業者	センターとしては、今後とも利用者の拡大及びシステム障害の防止に努めてまいりたい旨、また、他省庁業務等の業務拡大については、御要望の件も踏まえ十分検討した上で業務拡大を実施したい旨返答した。

番号	時期	内 容	業種	対 応
41	平成13年 11月	各種業務の申請等日付を手入力しているため、初期値にシステム日をセットするよう改善してもらいたい。	全業種	各種業務の申請等日付について、自動的に初期値にシステム日をセットするよう平成14年度中に仕様変更を実施する予定である。
42	平成13年 11月	「輸出貨物情報登録業務(CDA)」等の共通項目を続き画面でも入力しているので、共通項目を引き継ぐよう改善してもらいたい。	全業種	「輸出貨物情報登録業務(CDA)」等の共通項目を続き画面でも引き継ぐよう仕様変更を実施した。
43	平成13年 11月	「積付結果登録業務(ULA)」は300件の登録が可能であるが、「搬出確認登録業務(EXU)」では200件が限度であるので、同様に300件にしてもらいたい。	保税業者	「搬出確認登録業務(EXU)」について、「積付結果登録業務(ULA)」と同様に300件となるよう仕様変更を実施した。
44	平成13年 11月	「輸出貨物情報仕分登録業務(AHU)」で登録可能件数を現在の8件から20件に増やしてほしい。	通関業者、保税業者	システム処理上、ファイルの読み込み等の制限及び他業務への影響があるため、実現は難しい旨返答した。
45	平成13年 11月	「輸出貨物情報登録業務(CDA)」で作成する搬入伝票の貨物件数を現在の96件から200件まで増やしてもらいたい。	航空貨物代理店、通関業者、混載業者、航空会社	ファイルフォーマットの見直しが必要となり、件数を増やすことで他の業務への影響があるため、実現は難しい旨返答した。
46	平成13年 11月	「混載貨物仕立状況照会業務(IMA)」では13件までしか照会できないため、仕立済みの貨物のすべてを一回で照会できるようにしてもらいたい。	航空貨物代理店、通関業者、混載業者、航空会社	システムにおける索引処理が困難であること及びシステムへの負荷が大きいため、実現は難しい旨返答した。
47	平成13年 12月	輸入の空コンテナの番号訂正はコンテナヤードにおける訂正業務が無いため、船会社に依頼して訂正を行っているが、訂正までに時間が掛かる。	コンテナヤード	空コンテナに対する番号訂正業務をコンテナヤードの業務でもできるように検討していく。
48	平成13年 12月	①通関業者のNACCS専用口座について、市中銀行の総合口座の利用を可能とするなど、その利便性を向上してほしい。②上記①を前提にして、1申告当たりの納税処理額を8万円以下としてほしい。③輸入者のNACCS専用口座について、輸入者の市中銀行総合口座の利用を可能とするなど、その利便性を向上してほしい。④現在、国税等も含めた電子的納付を可能とするマルチペイメントネットワークについて、官民において検討がなされており、平成15年度までに関税等を含めより多様な電子的納付を可能とするためのシステム整備が行われている。通関業者に関連する輸入貨物に係る関税、消費税等について、センターの御尽力を頂き、以下のようなシステムとしていただきたい。イ。口座引落としによる納税は、輸入者口座に限定する。ロ。迅速な通関を確保するため、輸入者口座から自動引落としを可能とする。	通関業者	関税等の立替え解消は、基本的に民間どうしの問題であるが、納税を市中銀行総合口座から行いたいとの要望については、NACCS利用者の利便性の向上に大きく寄与することから、できるだけ前向きに対応していく。ただし、市中銀行総合口座利用の具体化に当たっては、①参加銀行の確保、②銀行側でのシステムの開発、③リアルタイムでの口座引落としが不可欠であり、このような仕組みを構築するためには、当局の主導的な検討も必要であり、今後とも当局の検討状況を見つつ、センターとしても実現に向けてできる限り努力する所存である旨返答した。

番号	時期	内 容	業種	対 応
49	平成13年 12月	システムダウンの際、復旧時間等が分からない。	通関業者	障害が発生した場合、今後少なくとも30分ごとに連絡する等、改善に努める旨返答した。
50	平成14年 1月	Sea-NACCS利用船会社及びコンテナヤードの利用料金について、Air-NACCS並みの料金へ見直ししてほしい。	船会社	平成14年4月から適用される新料金において、船会社が利用する主要な業務について半額にする等可能な範囲で値下げを行った。
51	平成14年 3月	「搬入確認登録(保税運送貨物)業務(BIA)」には記事欄がありリマーク入力できるが、「システム外搬入確認業務(BIB)」には記事欄が無いため、「貨物情報訂正(呼出)業務(CAI11)」の記事欄を使用している。	保税業者	「システム外搬入確認業務(BIB)」に最下段のリマーク欄を追加することができるか否か検討していく。
52	平成14年 4月	「税関手続申請システム(CuPES)」で行う税関手続が無料で、一方、NACCSで行う申告は有料なのはなぜか。	通関業者	「税関手続申請システム(CuPES)」の対象業務は、税関手続申請業務のみであるが、NACCSではいわゆる民業業務も対象に含まれているので、その処理に係る費用を利用者と税関の双方で負担している旨返答した。
53	平成14年 4月	システム利用外貨物が多いとコンテナヤードでは許可されたことを自社で入力する等、業務負担が増加するので、データが活用できず迅速な対応ができない。また、事務簡素化の観点からも利用者の拡大を推進されたい。	コンテナヤード	船会社及び蔵置場を中心にNACCSへの参加しようようを行っている。業界間においても不参加業者に呼び掛けをお願いしたい旨返答した。
54	平成14年 4月	通関業者の関税の立替問題に関して、支払形態別納付状況のデータをもらいたい。	通関業者	データ提供に関しては、守秘義務の関係があるので提供できない。関税の立替えについてはセンターが指導できる立場にはないので、当事者間で解決をお願いしたい旨返答した。
55	平成14年 4月	船積確認書類情報(ACL情報)の入力問題に関して、NACCSをより有効活用するため、また、各業界間(通関・海貨・船会社)の問題を解決するため、センターが中心となって意見交換・調整の場を設けていただきたい。特にACL情報の入力が増えないので、船社としてはNACCSを使うメリットがない。	船会社、船船代理店、通関業者	船積確認書類情報(ACL情報)の入力問題が介在していることは十分に認識しており、順次訪社して問題点の把握・解決に取り組み、利用者の拡大にも引き続き努力していく旨返答した。
56	平成14年 4月	インターネット化を加速的に進め、更なる情報の拡大、拡張に努めてもらいたい。	コンテナヤード	NACCSのインターネット化については、14年度中に導入予定である旨返答した。
57	平成14年 4月	プログラム変更要望等に係るセンターの回答は「費用がかかる」といった一方的なものが多い。もっと詳細に理由を教えてください。	通関業者	センターとしては決して費用面だけを全面に出しているものではなく、プログラム変更の可否の理由については今後とも十分に伝える考えである旨返答した。
58	平成14年 5月	蔵出申告の許可通知書の申告種別表示が「IC」と表示され通常の輸入通関(IC通関)と区別しにくい。	通関業者	蔵出申告の許可通知書の申告種別表示を「ISW」(倉出輸入)と表示する仕様変更を検討していく。

番号	時期	内 容	業種	対 応
59	平成14年 5月	関税及び消費税の納期限延長は3か月であり、酒税等の内国消費税は1か月となっていることから、包括延納は適用できず、個別延納で処理しているが、1申告単位でそれぞれ納期限が異なり納税の事務管理が大変である。	通関業者	関税及び消費税については包括延納を可能とし、酒税等については自動口座振替が可能となるような仕様変更を検討していく。
60	平成14年 5月	NACCS未加入船社が多く、混載貨物登録など非常に困っているのが現状だが、加入促進などの活動はしているのか。	保税業者	船会社に限らず蔵置場を中心に全国数百社回っているものの、なかなか参加していただけない状況にあるが、センターとしては引き続き参加しようようをしていく旨返答した。
61	平成14年 5月	「NACCS掲示板」において企業単位での契約内容を閲覧できるようにしていただきたい。	通関業者	「NACCS掲示板」の「利用契約情報照会」では、事業所単位での閲覧しか対応不可能であり、企業単位での契約内容閲覧の要望があればいつでも個別にお知らせする旨返答した。
62	平成14年 9月	輸入許可前承認(BP)を受けて輸入許可前引取本許可(IBP)をする際に、船舶基本ファイルが存在しないとエラーになり、IBPをマニュアル処理しなければならず、BP承認をシステムで行った意味が無くなる。	通関業者	輸入許可前引取本許可(IBP)時に船舶コード及び保税地域コードの存在チェックを外すよう仕様変更を検討していく。
63	平成14年 9月	現行、海上システムの輸出入申告(申告後、許可前)においては、有符号輸入者を誤って無符号として輸入した場合、無符号から有符号への訂正ができないため、申告撤回を行った後に再度事項登録から行わなければならない。	通関業者	申告後、許可前であれば訂正可能とするような方向で仕様変更が可能か、今後関係機関等との調整を行いながら検討していく。
64	平成14年 10月	「貨物情報照会業務(ICG)」に業務履歴を照会できる指定情報の追加をしてもらいたい。	コンテナヤード	「貨物情報照会業務(ICG)」で業務履歴を照会できるような仕様変更を検討していく。
65	平成14年 10月	コンテナヤードが「船積完了登録業務(終了)(CLR02)」で船積しても船社が「船積確認登録業務(CCL)」を行わないと輸出貨物搬出入管理資料である「輸出貨物搬出入データ(K04)」や「輸出貨物コンテナ関連データ(K22)」に反映されず、保税台帳としての使用ができない。	コンテナヤード	「船積確認登録業務(CCL)」を行わなくても「輸出貨物搬出入データ(K04)」や「輸出貨物コンテナ関連データ(K22)」に反映されるように仕様変更を検討していく。
66	平成14年 11月	「積荷目録提出業務(DMF)」送信時、入港年月日等を間違えた場合、一括の訂正ができないことから、各管理番号ごとの処理となるため、件数が多い場合は、実質的にシステムによる訂正は不可能となっている。	コンテナヤード	「積荷目録提出業務(DMF)」送信後、その船に係る全貨物管理番号に対して、一括で訂正できるような仕様変更を検討していく。

「次期航空システム利用料金に関する意見の提出手続について」
に関する意見の募集結果について

平成 13 年 5 月 11 日
通関情報処理センター

去る 3 月 16 日、通関情報処理センター・ホームページ上に掲載のうえ実施しました「次期航空システム利用料金に関する意見の提出手続について」に関しましては、19 社の利用者の皆様から御意見を頂きました。このうち、従量料金を基本とした新料金案に賛成とする意見が 7 社、新料金案に対し、ボリュームディスカウントを導入すべきとする等の意見が 8 社ありました。

主なご意見及びご意見に対する通関情報処理センター（以下「センター」といいます。）の考え方は、以下のとおりです。

なお、ご意見の中には、今般提示した利用料金案に直接関係のないものもございましたが、センターの今後の課題を検討するに際しての参考とさせていただきます。

(1) 従量料金を基本とした新料金案に賛成とする意見

- ・ 大中小利用者を公平に扱っていただきたい。大口利用者に対する割引を認めた場合は中小利用者がその分負担を蒙ることになるので認めない方がよい。(通関業 2 社)
- ・ 従量料金制は極めて公平妥当な制度であり、大多数の賛同が得られるものと確信している。(通関業 3 社)
- ・ 基本料金+従量料金+回線使用料+パッケージソフト料金+管理資料料金という考え方は概ね妥当。(混載業 1 社)
- ・ 4 年毎に収支均衡とすることに賛成。(通関業 2 社)
- ・ 基本料金 1 万円に賛成。(通関業 2 社)

【センターの考え方】

利用料金の公平性を確保する観点から新料金案を策定したところであり、趣旨をご理解いただきましたことにつきまして御礼申し上げます。

- (2) 新料金案に対し、ボリュームディスカウントを導入すべきとする等の意見
- ・ システム容量が増加しても、それに比例してコストは増加しないから、利用件数が増えるに従って 1 件当たりの費用は下がるはずである。したがって、ボリュームディスカウントを取り入れるとともに、固定月額料金制（利用制

限なし)を選択できるようにすることを強く要求する。本提案を採用しても、利用頻度の低い利用者にとってセンターの料金案による値下げ幅が減少する訳ではない。また、センターは、必要運営経費を補う為にはシステム利用料を必要なだけいくらにでも設定することが許されている。それゆえ、経費削減や、運営上の効率性に対する動機付けが全くの皆無なのである。(国際宅配業6社、航空会社2社)

【センターの考え方】

「システム容量が増加しても、それに比例してコストは増加しないから、利用件数が増えるに従って1件当たりの費用は下がる(いわゆる『規模の利益』が存在する)はずである」とのご指摘は、センターとしても正しいと考えます。しかしながら、「規模の利益」をシステムを平均よりも多く利用する利用者(以下「大口利用者」といいます。)だけが享受してよいということにはならないのではないのでしょうか。

仮に、ボリュームディスカウント(以下「大口割引」といいます。)や固定料金制を導入することとした場合、「規模の利益」の配分において、大口利用者と平均的な利用者や僅少な利用者(以下「小口利用者」といいます。)のバランスがくずれることになるのではないのでしょうか。「大口割引等の導入」のご意見を出された方は、同時に「本提案を採用しても、利用頻度の低い利用者にとってセンターの料金案による値下げ幅が減少する訳ではない」と言われておりますが、大口割引等を導入した場合、この割引によって減収が生じた場合、料金単価全般の値上げをもって対処しなければ所与の経費総額を賅うことは難しくなるでしょう。つまり、大口割引等を受けられる大口利用者以外の利用者にとっては、“大口割引等のない場合に比べて値上げされた利用料金”を支払っていただくこととなるのではないのでしょうか。

以上のことから、システムの利用度合いに応じた公平な負担を実現しようとして従量料金制を導入しても、大口割引等を取り入れることにより、本来の目的が減殺されることをご理解いただきたいと思います。

現在、多くの企業で大口割引とか固定料金といった取扱いが取り入れられておりますが、それは、これによってより多くの利益を得ようと努めるからであります。しかしながら、センターの場合は、そのような利潤追求の企業とは異なり、所与の経費総額を平等に利用者から料金として回収するだけであり、純然たる利益を求めする必要はございません。また、センターの事業は、収益事業に当たらないことから法人税等を国庫納付する必要はなく、出資者に対する配当も禁止されており、更に、職員給与の支給基準は主務大臣の承認が必要とされ、センターが独自にかつ自由に定めることはできません。すなわち、センタ

一は、より多くの利用者を確保し、利益の極大を求めようとして大口割引といった取扱いを取り入れることには馴染まない組織であるということでありまして、何卒、この点をご理解していただきたいと存じます。

なお、ご指摘にある経費削減や運営上の効率性に向けては、センターの基本理念の一つとして日々念頭に置きつつ努力いたしているところであり、かようなご指摘を受けましたことは誠に残念であります。

(3) 個別業務料金に対する意見

- ・ 照会業務は無料あるいは引き下げてほしい。(混載業 1 社、通関業 3 社)
- ・ 地方空港特有の個別業務である RVA 等の単価を引き下げて欲しい。(保税業 1 社)
- ・ 訂正業務に料金が掛からないようにする。(通関業 1 社)
- ・ 輸出申告同様、輸入少額申告料金の設定による軽減について検討して欲しい。(国際宅配業 1 社)

【センターの考え方】

(照会業務の無料化等について)

NACCS 利用料金の設定に際して最も基本となる考え方は、「システム運営に係る経費総額を利用者に公平に負担(分担)していただく」ということでもあります。今般の新料金案においては、その最も公平な負担(分担)方法として、利用度合いに応じて負担するという「従量料金制」を採用しており、また、具体的な料金単価の設定に際しては、客観的基準として「システムに対する負荷」を採用することとしております。

ご指摘の照会業務等ではありますが、確かにシステムの円滑な利用に不可欠な上流情報を確認する業務であり、これを無料または低額とするということも考えられなくもありません。しかしながら、照会業務等といえどもシステムを利用する業務の一つであることに変わりはなく、システムに対する負荷が発生することも事実であります。

仮に、照会業務等の料金をシステムへの負荷に応じた本来の単価よりも安く、あるいは無料とした場合、その割引分又は無料分を他の業務単価に転嫁(値上げ)することとなりますので、転嫁された他の業務の利用者に対して不公平であり、負荷に応じて料金単価を設定することが適当であると考えております。

なお、地方空港特有の業務(RVA等)につきましては、システム上必要な業務であり、また、システム負荷に応じた料金を設定せざるを得ないことをご理解いただきたいと存じます。

(輸入少額貨物について)

輸入少額貨物に係る輸入申告については、少額とはいえ1万円以上の貨物の場合、税額計算等が必要であり、通常の貨物とシステムに対する負荷は殆ど変わりません。このため、通常貨物と少額貨物とを分けたうえで少額貨物の輸入業務に係る利用料金を安く設定することは困難です。

ただし、マニフェスト輸出入通関業務については、次期航空システムの稼働に伴い、システム業務を新設する予定であり、是非利用していただきたいと考えております。

(4) その他

- ・ 件数の伸びを年間7.5%と見ているが、2002年度の成田暫定滑走路使用によって、伸び率が増えるのではないか。(機用品業1社)
- ・ 総コストの削減を図っていく必要がある。(混載業2社)
- ・ より一層の情報開示に努める必要がある。(混載業2社)

【センターの考え方】

(伸び率について)

利用件数の伸び率は、ご指摘のとおり、より高く設定すればそれだけ料金単価は安くなる反面、実績が設定した伸び率を下回った場合には、想定された料金収入が得られず、最悪の場合、システム運営に重大な支障を来すことにもなります。このため、利用件数の伸び率は、様々な事情を踏まえたうえで慎重に設定する必要があり、特定の事情のみを過大に参酌して設定することは適当でないと考えております。

今後、申告件数が急激に伸びる等、事情の大幅な変化があれば、見直すこととしたいと考えております。

なお、成田空港公団によれば、成田空港平行滑走路供用開始によってもたらされる経済波及効果は、平成11年実績180万トンに対して、平成22年貨物量予測は約230万トン、平成27年は約260万トンとされており、平成11年からの平均年間伸び率は、いずれも2.3%程度となり、センター設定の7.5%が直ちに過少とは思われません。

四九 (総コスト削減について)

上にも記しましたが、ご指摘の情報処理設備費用、プログラム開発費用等を含めた総コストの削減については、センターの基本理念の一つとして日々念頭に置きつつ努力いたしているところであります。ご指摘を踏まえ、今後とも努力して参ります。

(より一層の情報開示について)

ご指摘の趣旨を踏まえ、センターの今後の運営にあたって十分考慮させていただきたいと存じます。

(5) 今後について

センターとしては、利用料金に対する皆様方のご関心が極めて高く、また円滑なシステム運用を目指すセンターの安定運営にとっても極めて重要な事項でありますことから、料金については、引き続き別途委員会を設けて検討を行い、必要に応じてその見直しを行ってまいりたいと考えております。

この点について、格別のご理解を引続き賜りますようお願い致します。

「航空システム利用料金に関する意見の提出手続について」
に関する意見の募集結果について

平成 14 年 3 月 20 日
通関情報処理センター

去る 2 月 4 日、通関情報処理センター・ホームページ及びご利用者向け掲示板に掲載のうえ実施しました「航空システム利用料金に関する意見の提出手続について」に関しましては、6 社の利用者の皆様からご意見を頂きました。このうち、利用料金改定の理由を求める等のご意見が最も多く、基本的に今般の値下げ改定に賛成・歓迎しつつも、個々の業務単価について更に安く、あるいは無料にするよう要望する意見が 4 社ありました。(注：団体からのご意見についても、1 社として計上)

主なご意見とそれに対する通関情報処理センター（以下「センター」といいます。）の考え方は、以下のとおりです。

(1) 料金改定の理由を求める等の意見

- ・今回の料金改定案が出された経緯又は背景・理由を示してほしい。(混載業 2 社、通関業 1 社)
- ・他法令申請業務に関する従量料金の無料化の理由如何。(混載業 1 社)
- ・今般の改定は現行料金設定時の前提条件に変化があつて行うものであるのか理由を示してほしい。(混載業 1 社)
- ・当初見通しの運営費に余裕が出たための改定であれば、当面、一律の割引方式でよいのではないか。(混載業 1 社)
- ・激変緩和措置等不安定な状況を引きずっている今、じっくり様子を見ることも必要ではないか。(混載業 1 社)

【センターの考え方】

基本料金及びパッケージソフト使用料は、NACCS のシステム利用料金にあつて、いわゆる固定料金とされるものであり、同料金等は海空同額と設定しております。今般、海上システムの基本料金とパッケージソフト使用料の引き下げを行うことから、航空システムについてもこれを同額とする改定を行ったものであります。また、他法令申請業務に係る業務については、現在まで利用者から頂いた当該業務に係る料金収入から、当該業務のシステム構築に要した経費の総額をほぼ回収できる見通しとなったこと等から、無料としたものであります。

従量料金の見直しについては、新しい料金体系が導入されて間もなく、現行料金設定時の前提条件に変化がないことから、今回は料金の見直しを行わないこととしております。

(2) 各業務毎の料金等に関する意見

- ・将来への剰余金の維持よりも現在の料金負担の軽減を図ってほしい。(混載業1社)
- ・搬出のための業務を現行単価の半分程度に値下げしてほしい。(保税業1社)
- ・納税申告について無料化をはかるべき(国際宅配業1社)
- ・輸出入申告関係をみると、同じ事項登録でも海上の方が航空より高く、申告は海上の方が安くなっており、料金設定基準が曖昧である。(混載業1社)
- ・今後の航空料金の値下げに対する方針又は改定のスケジュールを示してほしい。(混載業1社)

【センターの考え方】

航空システム利用料金については、昨年10月に従量料金制を基本とした新しい料金体系が導入されたばかりであり、加えて、導入後3年間は、経過措置として従量料金制への移行に伴う利用者の経済的負担を軽減する、いわゆる激変緩和措置を行う期間でもあります。したがって、今後の輸出入動向を踏まえて料金収入の推移を注意深く見定めていく段階であり、現時点で従量料金の見直しを行うことは、適当でないと考えます。今後、輸出入の動向を見極めながら、従量料金の改定が可能となった時点において、できる限りの改定を行っていきたいと考えております。

なお、剰余金の取扱いについては、センターとしても現在の剰余金の水準を必ず維持しなければならないとの考え方は持っておりません。

また、輸出入申告関連業務に係る意見については、今般の海上システムの利用料金の見直しでは、最新の民間の業務毎のシステム処理時間、利用実績・状況等を勘案しつつ、業務単価各々の見直しを行っていることから業務によって料金の改定率が異なっております。

(3) その他の意見

- ・競争入札的な要素も導入した費用抑制努力をお願いします。(混載業1社)
- ・経理内容をオープンな形で評価できる透明性を伴って事業を運営することを求める。(混載業1社)

【センターの考え方】

今般提出されたご意見の中には、今般提示した利用料金案に直接関係はございませんが、経費の節約やシステム開発に係る契約方法の見直し（競争入札の拡大）など、センターの今後の運営に関する種々ご意見を頂きました。

経費の削減につきましては、センターの基本理念の一つとして日々念頭に置きつつ努力いたしているところであり、ご指摘を踏まえ、今後とも努力して参ります。

また、センター業務運営の透明性につきましては、法令に基づき、例えば、センターの毎事業年度の予算については、財務大臣の認可後速やかに政府以外の出資者の皆様へ送付させて頂いているほか、センター各事務所に資料を備付け、供覧に供する等しているところです。

今後ともセンター業務運営の透明性確保に努めて参りたいと思います。

「海上システム利用料金に関する意見の提出手続について」
に関する意見の募集結果について

平成 14 年 3 月 20 日
通関情報処理センター

去る 2 月 4 日、通関情報処理センター・ホームページ及びご利用者向け掲示板に掲載のうえ実施しました「海上システム利用料金に関する意見の提出手続について」に関しましては、利用者以外の方も含め、21 社の皆様からご意見を頂きました。このうち、基本的に今般の値下げ改定に賛成・歓迎しつつも、個々の業務単価について更に安く設定するよう要望するご意見が 11 社、全般的に無料とすべきとするご意見が 6 社、その他のご意見が 4 社ありました。（注：団体、連名によるご意見についても 1 社として計上）

主なご意見とそれに対する通関情報処理センター（以下「センター」といいます。）の考え方は、以下のとおりです。

(1) 全般的に無料とすべきとする意見

- ・ Sea-NACCS 開発費を全額国庫負担とする。（船社 6 社）
- ・ 通関情報処理センターの運営費を全額国庫負担とする。（船社 6 社）
- ・ 利用料金は無料とする。（船社 6 社）

【センターの考え方】

NACCS は、輸出入通関手続だけを処理するシステムではなく、これに関連して行われる民間業務、更には通関手続とは直接関係のない純粋に民間業務とされる業務についても処理する一連の物流支援システムであり、官業務と民業務とが一体不可分となっております。このため、システムの構築・運営に要する費用については、従来より受益者負担の考えに基づき、官も民も利用に応じた負担をして頂く必要があるものと考えて参りました。現在でも、システムのあり方や受益者負担の考え方を変更する必要はないと考えますので、本趣旨をご理解頂きますようお願い申し上げます。

なお、全般的に無料化するとのご意見の論拠の一つとして、諸外国における税関手続システムに係る料金を例に挙げられることがあります。しかしながら、そのシステムの処理する業務の内容や性格等の相違により単純に比較することは難しいことではありますが、殆どの国で民間ユーザーの負担は発生しております。センターが把握している中で、例えば、輸入申告関連業務の料金をとってみても、今般の改定案は主要な諸外国の料金と比較し、決して高い水準にあ

るとは言えないのではないかと考えております。

(2) 各業務毎の料金に対する意見

- ・船社業務料金を航空会社業務料金並みにしてほしい。(コンテナヤード1社、船社1社)
- ・官手続や申請に係る料金は無料化してほしい。(船社1社、通関業1社)
- ・利用者の受益と費用負担とがバランスし、システム参加率・利用率の向上に繋がる料金を考えてほしい。(積荷目録は船社が直接的な受益者ではない。)(通関業1社、船社1社)
- ・マニュアルでは行わない業務(船卸確認登録(一括)(PKI)、船卸確認登録(個別)(PKK)、船積完了登録(不参加船会社)(CLO)、船積完了変更(CLD)等)、システム内輸出貨物情報削除処理の意味合いの強い業務(船積完了登録(登録)(CLR01)等)、必須業務(船卸確認登録(PKI)等)は、もっと引下げてほしい。(船舶代理業1社、通関業1社)
- ・コンテナヤード業務(コンテナヤード搬出確認登録(CYO)等)について船社業務と同様に下げてほしい。申告行為以外のコンテナヤード業務は、情報提供の性格が強く、これへの課金は不当である。(コンテナヤード2社)
- ・積荷目録情報に係る EDIFACT 業務はもっと安くしてほしい。(船社2社)
- ・積荷目録提出業務は、入力欄数に応じた料金にしてほしい(船舶代理業1社)
- ・照会業務(貨物情報照会(ICG)、コンテナ情報照会(ICN)、船舶コード照会(IVK)、積荷目録情報照会(ICM)等)、変更事項呼出、訂正業務(船舶運航情報訂正(VTB11))は無料にしてほしい。(通関業3社、コンテナヤード2社、保税1社)
- ・輸入申告事項登録(IDA)を20円以下に、輸出申告事項登録(大額)(ELA)を15円以下に、輸出申告事項登録(小額)(ESA)を10円以下に下げてほしい。(通関業1社)

【センターの考え方】

利用料金の設定に際して基本となる考え方は、「システム運営に係る経費総額のうち、民間利用者に負担して頂くべき経費を民間利用者に公平に負担(分担)して頂く」ということとあります。今般の改定料金案においては、公平な負担(分担)方法として、利用度合いに応じて負担するという「従量料金制」によることとし、また、具体的な料金単価の設定に際しては、客観的基準として「システムに対する負荷」を基準とすることとしております。今般の改定においても、このような考えに則り、最新の民間の業務毎のシステム処理時間、利用実績・状況等を勘案しつつ、業務単価各々の見直しを行うものであります。

頂いたご意見についてでございますが、ご指摘のように、ある特定の業務の料金について、「システムに対する負荷」に応じた本来の料金よりも安くするとした場合、その割引分は他の業務の料金に転嫁（値上げ）されることとなりますが、そのような取扱いについて全利用者のご了解を得ることは困難でありましょう。基本としましては、あくまで「システムに対する負荷」に基づき公平に料金を設定していくということではないかと考えます。

いずれにしましても、より良いシステムをより安く提供するという基本理念に則れば、安定稼働に努めると共に、システムの参加・利用の向上と諸経費の節約を図ることが肝要であります。センターといたしましても、今後もより一層、そのための努力を続けて参る所存です。

(3) その他の意見

- ・半官半民のセンターとしては、今後、更なる値下げよりはサービスレベルの維持、向上を優先されることを期待する。(マスコミ 1 社)
- ・船積確認事項登録 (ACL) の利用率向上を図るべく、ACL 登録システムの改善を通じて、業界への指導等、センターは一層のサポートをしてほしい。(船社 1 社、通関業 1 社)
- ・コンテナ滞留情報処理業務については、利用者全員で負担するような料金にしてほしい (通関業 1 社)
- ・回線使用料も引下げて欲しい。(通関業 2 社)
- ・専用回線方式は IT の潮流に逆行するものであり、多大な料金はこれに起因している。(船社 1 社)
- ・将来を見越した港湾関連手続きのワンストップ化促進のためのインターネットを使った税関システムそのものを開発してほしい。(船社 1 社)

【センターの考え方】

今般提出されたご意見の中には、今般提示した利用料金案に直接関係はございませんが、センターの今後の運営に関する種々ご意見を頂きました。これらの点につきましては、センターの今後の課題を検討するに際しての参考とさせていただきます。

(システムの安定稼働等について)

センターは、システムの安定稼働、利便性の向上等に向け、日々努めているところであり、ご意見を踏まえ、今後一層、努力して参りたいと存じます。

(ACL 業務等について)

船積確認事項登録（ACL）業務の利用率向上及びコンテナ滞留情報処理につきましては、関係業界のご協力を頂けるよう、センターとしても、引き続き最大限の努力をして参りたいと考えております。

（回線について）

利用者の選択の幅を増やすため、インターネット接続についても、平成 14 年度中に実現できるよう検討を進めているところであります。ただし、大量の業務を、高いセキュリティを保ちつつ、しかも迅速確実に行いたいとする利用者のために専用線による接続も併存させることとしております。

なお、回線使用料につきましては、回線を提供する通信事業者が設定するものではありませんが、本年 4 月より値下げとなる予定であります。

（港湾関連手続のワンストップ化について）

現在、関係府省間において検討が行われており、センターでは、この検討状況を踏まえ、15 年度のできるだけ早い時期までに輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウ化が実現できるよう準備を進めているところであります。